



熊労発基 0803 第 1 号

令和 4 年 8 月 3 日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 高 峰 武 殿

熊本労働局長

新田 峰雄

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）

標記について、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して別添のとおり答申がなされましたので伝達します。